

第5回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月25日(月)午前9時30分から10時7分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

3. 出席委員

| | | | | | |
|---------|-----|-----|-----|-----|---------|
| 会長 | 12番 | 石堂 | かよ子 | | |
| 会長職務代理者 | 11番 | 牛野 | 進一郎 | | |
| 農業委員 | 1番 | 久保田 | 力雄 | 2番 | 砂坂 浩一郎 |
| | 3番 | 高田 | 真盛 | 4番 | 黒木 りか |
| | 5番 | 小山 | 幸良 | 6番 | 中之藪 堅二郎 |
| | 7番 | 寺内 | 秀昭 | 8番 | 福 富久 |
| | 9番 | 中畠 | 一三 | 10番 | 上山 幸夫 |

農地利用最適化推進委員(順不同)

| | | | | | |
|----|----|----|----|----|-----|
| イ. | 崎田 | 善昭 | ロ. | 浦口 | 啓一郎 |
| ハ. | 上妻 | 亜紀 | ニ. | 野里 | 一則 |
| ホ. | 片板 | 大作 | ヘ. | 小脇 | 尚武 |

4. 欠席委員

農地利用最適化推進委員(順不同)

| | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|
| ト. | 雨田 | 俊哉 | チ. | 原田 | 晃生 |
|----|----|----|----|----|----|

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和5年度第5号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

| | | |
|---------|----|-----|
| 事務局長 | 羽生 | 幸一 |
| 農地振興係長 | 中峯 | 智恵美 |
| 農地集積支援員 | 牛野 | 学 |

7. 会議の概要

- 事務局 開会前に、「欠席の届」が出ていますので報告します。
農地利用最適化推進委員 雨田俊哉推進委員、原田晃生推進委員です。
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。
- 議長 議長 ただ今から、第5回 農業委員会定例総会を開会いたします。
議長 議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
（「はい。」の声あり。）
- 議長 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号11番 牛野進一郎委員、1番 久保田力雄委員を指名します。
- 議長 議長 議長 日程第2、（議案協議）議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和5年度第5号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について、を議題にします。
それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いします。事務局。
- 事務局 事務局 資料の2ページをお開きください。
議案第1号は、農用地利用集積計画（案）の承認についてです。令和5年12月28日を公告日とする農用地利用集積計画、農地中間管理権1件を定めたいので、承認を求めるものです。
3ページをお開きください。
農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。公告年月日は令和5年12月28日、存続期間は令和5年12月31日から令和15年12月30日までの10年間で1件です。
資料は4ページ、内訳書です。
整理番号1番、熊本県球磨郡球磨村〇〇××番地、A・75歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、B・57歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番ほか4筆、地目は全て田、面積は5筆合計●●㎡で水稲を耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で口座振込、期間は10年の新規設定です。図面は5ページから添付しております。
賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、要件を満たしているものと考えます。
以上、議案第1号の農用地利用集積計画についての承認を求めます。ご審議方よろしく願いいたします。
- 議長 議長 議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。議案第1号について、質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について貸人：C、借人：D 外5件を議題にします。

議案説明の前に、農地法第3条の整理番号4番において7番委員が、議事参与の制限に該当します。

最初に農地法第3条の整理番号4番を審議しますので、7番委員は退席をお願いします。

(7番委員、退席)

議長 議案第2号 農地法第3条の整理番号4番を議題にします。

それでは、事務局より議案第2号整理番号4番の説明をお願いします。事務局。

事務局 資料の9ページをお開きください。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について整理番号4番の資料を読み上げます。

整理番号4番。譲渡人が、中種子町〇〇××番地 E。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 Fです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は田、地積は●●㎡です。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、14ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は39ページから添付しております。

この件につきましては、12月11日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号4番、6番農地部長。

農地部長 EさんとFさんは親戚関係ではございません。Eさんの奥さんが〇〇出身ということであり、この田んぼにおきましては、43ページにあるようにFさんが3年ほど前から耕作しているようであり、この隣でFさんが水稻を耕作しているということで、これからも持続して耕作されるんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号整理番号4番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号整理番号4番については、原案のとおり決定いたしました。

7番委員の入室を求めます。

(7番委員、着席)

議長 議案第2号 農地法第3条の整理番号6番において12番委員私が、議事参与の制限に該当します。

整理番号6番の議事進行を11番職務代理にお願いします。

また、私が整理番号6番の担当委員ですが、現地調査の結果並びに補足説明については、農地部長にお願いします。

それでは、12番委員は退席します。

職務代理よろしくお願いします。

(12番会長、退席)

職務代理 それでは、12番会長が、議事参与の制限に該当することになり退席しましたので、会長職務代理の11番が議事を進めて参ります。

事務局より議案第2号の整理番号6番のみ説明をお願いします。

事務局。

事務局 10ページをお開きください。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について整理番号6番の資料を読み上げます。

整理番号6番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 G。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Hです。

土地の所在が、〇〇字△△××番ほか2筆。地目は全て田、地積は3筆合計で●●m²です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、16ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は51ページから添付しています。

この件につきましては、12月11日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

職務代理 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号6番 農地部長。

農地部長 H君は以前からこの田を耕作していたようであります。今回売買が成立

しまして、所有権移転の申請が出されております。H君につきましては、地域の担い手として頑張っておられますので、何ら問題はないかと思えますので、よろしく願います。

職務代理 以上で説明を終わります。これから整理番号6番の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

職務代理 異議がないようですので、議案第2号農地法第3条の整理番号6番については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号農地法第3条の整理番号6番については、原案のとおり決定しました。

職務代理 議案第2号農地法第3条の整理番号6番について議事が終わりましたので、12番委員の入場を求めます。

これ以降の議事進行については、12番会長にお願いします。

(12番会長、着席)

議長 代わりまして、ここから私12番が議事進行を務めます。

議案第2号 農地法第3条の整理番号1番・2番・3番・5番を議題にします。

それでは、事務局より議案第2号整理番号1番・2番・3番・5番の説明をお願いします。事務局。

事務局 資料9ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について審査を求められるもので、所有権移転5件、賃借権1件です。整理番号1番・2番・3番・5番について資料を読み上げます。

整理番号1番。貸人が、南種子町〇〇××番地 C。

借人が、南種子町〇〇××番地 Dです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は田、地積は●●㎡です。

令和6年1月1日より10年間の賃借権で、労力不足及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、11ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は17ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、愛知県東海市〇〇××番地 I。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Jです。

土地の所在が、〇〇字△△××番ほか1筆。地目は全て畑、地積は2筆合計で●●㎡です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、12ページの調査書にあるとおり、農地法第3条

第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は22ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が、鹿児島市〇〇××番××号 K。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Lです。

土地の所在が、〇〇字△△××番ほか9筆。地目は田及び畑、地積は10筆合計で●●㎡です。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、13ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は27ページから添付しています。

10ページをお開きください。

整理番号5番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 M。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Nです。

土地の所在が、〇〇字△△××番ほか1筆。地目は畑及び田、地積は2筆合計で●●㎡です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、15ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は44ページから添付しています。

以上4件につきましては、12月11日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番 7番委員。

7番委員 この土地の件ですけども、Cさんが今まで田んぼを耕作していた訳ですが、隣のDさんへ作らないかと言ったところ、Dさんが作ってもいいよと言ったので、貸借することになりました。何ら問題はないと思います。よろしくをお願いします。

整理番号2番 6番委員。

6番委員 今回IさんからJさんに所有権移転の申請がされておりますが、2人は遠い親戚でありまして、Iさんの方からJさんにぜひ土地を買ってくださいと依頼がありまして、Jさんも歳だからと言ったんですけどどうしてもということで、じゃあJさんも90歳まで頑張らばやろなということで購入を決めたようであります。まだこの土地に関しては風当たりが強かったりして、難しいんですけどJさんの方はミカンでも作ろうかなということです。以上です。

議長 長 整理番号3番は私の方より説明します。

12 番委員 整理番号3番ですが、KさんはOさんの息子さんであります。Oさんのお葬式の際に、同じ集落で今まで耕作していたLさんにもう種子島に帰ってくる気はないし、農地を全部あげますと、KさんがLさんともう1人あげてる方がいるんですけども、この方の件はあがってきてないですが、今耕作している人にあげますということで、もらった土地で贈与となっております。KさんはOさんの息子さんですが、Kさんに名義を変えないと移動ができなかったものですから、その名義変更代は貰う方のLさん達が払って名義を変更したということです。この田畑の中に現地調査の時、現在耕作されていない農地がありました。その後に出会ったんですが、本人に耕作管理するようにお願いしております。Lさんは若くて一生懸命やっ

議長 整理番号5番、10番委員。

10 番委員 これはMとNさんの売買であります。〇〇字△△××番については、耕作しないで放置している土地でありました。今回、Nさんの方が耕作する農地を増やそうということでありました。Nさんはキビやサツマイモを作付けする予定であります。これでまた〇〇字△△××番についても同様に放置している農地であり購入してキビなどを作付けする計画でありますのでよろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号整理番号1番・2番・3番・5番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号整理番号1番・2番・3番・5番については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請人：Pを議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いします。事務局。

事務局 56ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第4条の規定による許可申請について審査を求め

るもので、転用申請が1件です。

それでは資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人が、南種子町〇〇××番地 P。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

地目は畑。地積は●●㎡です。

工事計画については、令和6年1月から令和6年7月までの7ヶ月間。資金としては、必要経費が造成費〇〇円・建築費〇〇円・その他の経費

〇〇円の合計〇〇円で、自己資金〇〇円と〇〇円の融資を受け賄うものです。

転用目的は、宿泊施設・大型車両駐車場です。

面積等につきましては、土地造成面積が建物敷地●●㎡、普通車両駐車場●●㎡、大型車両駐車場●●㎡です。建築物の面積は、宿泊施設が〇〇㎡となっております。

転用事由の詳細としましては、

「島の観光業、また昨今の基地建設の状況からビジネスにおける宿泊業の需要を考え、大型車両駐車場と併せて、幅広いニーズに応えられる宿泊施設の敷地として利用するため」とのことです。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としましては、

造成計画として盛土及び切土を最高 0.5m。これに伴う防除策として、緩衝地を設ける、西側農地への土砂・雨水の流出を防止する。周辺農地への対策として、緑地・緩衝地を設ける。用水・排水対策として、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を計画しています。

なお、申請地は農用地区域外、都市計画区域内で、農地区分は「第2種農地」、許可基準は「その他の農地」に該当します。

参考資料は57ページから添付しています。

なお、この案件につきましては、12月11日の現地調査において申請内容等について確認を実施しております。

以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番、6番委員。

6番委員 Pさんは現在、〇〇の方に勤務しております。この申請地におきましては、以前は人に貸していたんですけども、サツマイモ等の収量が悪く借りる人がいないということでありました。それで今回、島の観光、それから〇〇関連等の関係で新たに観光ビジネスを始めようかなということで、申請しています。申請地は周りを〇〇や住宅等に囲まれていて、農業をするのには段々難しくなってきたのかなと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人：Q・R、譲受人：Sを議題にします。

それでは、事務局より議案第4号の説明をお願いします。
事務局。

事務局 資料の67ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求め
るもので、転用申請が1件です。

整理番号1番・2番については関連があるため合わせて説明させていただきます。

譲受人が東京都調布市〇〇番××号 S 理事長 T。

譲渡人が、南種子町〇〇××番地 Q。南種子町〇〇××番地 R。

土地の所在は、〇〇字△△××番ほか3筆。

登記・現況地目は田及び畑、4筆合計地積は●●㎡です。

転用計画としまして、地目を雑種地に変更。

資金は、土地取得費〇〇円、補償費〇〇円、登記費用〇〇円の合計〇〇
円で、令和5年事業年度予算で賄うものです。

転用目的としましては、保安用地です。

転用事由の詳細としまして「人工衛星等の打ち上げ作業及び各種試験、
CFT試験作業時の保安用地として使用する」とのことです。

隣接地等に対する被害防除計画の概要としまして

「近隣及び周辺の耕作地（農地）に迷惑をかけないように田んぼの耕耘を
年7回、法面及び畦畔の草刈り作業を年5回実施する」とのことです。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域外で、農地区分は「第2
種農地」であり、許可基準は「その他の農地」に該当し、所有権移転によ
るものです。

参考資料は68ページから添付しています。

なお、この案件につきましては、12月11日の現地調査において申請内
容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いしま
す。整理番号1番・2番、9番委員。

9番委員 それでは説明いたします。ただ今事務局より説明がありましたように、
この土地はロケット打ち上げの際に立ち入り規制の場所でした。それが今
後は年間5基程度の打ち上げを予定していることと、この周囲の土地は既
にSに売買しているということで、耕作を継続するのは水利関係、排水関
係を含めて困難であります。

- 議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「はい。」の声あり）
- 6 番委員 教えてほしいんですけど、補償費というのはどういう感じになるんですか。
- 議 長 はい、事務局。
事 務 局 お答えします。補償費につきましては、現地調査に行かれた方はわかっていると思うんですけど、Qさんの土地にはブロック塀とか石を積んでいた場所が残ってしまっていて、それらの撤去とか、Rさんの土地には竹が生えており見難かったんですけど、鳥小屋がありまして、それらの撤去に係る費用であります。
- 議 長 よろしいですか。
6 番委員 はい。
議 長 ほかにございませんか。
（「異議なし。」の声あり）
- 議 長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第4号については、原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 以上で、第5回 農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたします。